大阪府金融系外国企業等拠点設立補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪府金融系外国企業等拠点設立補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大阪府金融系外国企業等拠点設立補助金交付規則（令和５年大阪府規則第42号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（対象区域）

第２条　規則第１条で定める区域（以下「対象区域」という。）は、大阪市域とする。

（交付の要件）

第３条　規則第２条第１号で定める金融に関する事業は、フィンテックに関する事業（AI、ブロックチェーンなどIT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業）、投資助言・代理業その他資産運用に関連する事業のうち、知事が適当と認めた事業とする。

２　規則第２条第１号の投資運用業又は前項の金融に関する事業（以下「金融系事業」という。）を営む会社とは、申請日から遡って過去２年の間に、外国会社の場合は本社所在国において、内国会社の場合は日本国内において事業実績がある会社として、知事が適当と認めた会社とする。

３　規則第２条第２号の調査を行っているとは、本事業の申請日より１年以内を目途に対象区域内での事業所の設置を行う意欲を有しており、同条第３号の相談を行った後に金融系事業を行うため（金融系事業と同時に他の事業を行う場合を含む。）に本店の設立又は支店の設置のための調査に要する契約を行っており、かつ当該契約に係る費用の支出が全て又は一部完了している状態をいう。

４　規則第２条第２号の事業所の設置（以下「拠点設立」という。）を行っているとは、同条第３号の相談を行った後に金融系事業を行うため（金融系事業と同時に他の事業を行う場合を含む。）に本店の設立又は支店の設置に要する契約を行っており、並びに当該契約に係る費用の支出が全て又は一部完了している状態をいい、かつ次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1)　金融系事業を営むための事業所として使用する施設を確保していること。

(2)　商業登記法又は会社法に基づく登記を行っていること。

(3)　当該拠点の業務に必要な常時勤務を行う従業者（規則第２条第５号で雇い入れた者を含む）を確保していること。

(4)　金融系事業を開始していること。なお、開始にあたり金融商品取引業等のライセンス取得が必要な場合においては、当該ライセンスの取得を行っていること。

５　規則第２条第３号の相談は、この要綱の施行日以降に行った、本補助金交付にかかる相談とする。

６　規則第２条第５号の常時雇用する労働者とは、期間の定めのない雇用契約に基づく正社員等（雇用保険の被保険者資格を有し、かつ１週間の所定労働時間が当該事業者に雇用される正規型の労働者と同等の者）とする。

（補助金の対象経費）

第４条　規則第３条第１項及び第２項に定める経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の費用のうち、知事が適当と認めたものとする。ただし、いずれの場合にも、官公署に支払う費用及び他の公的補助金等の対象経費とされたものは除く。

２　前項の経費は、補助金を申請する年度（４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）の４月１日から補助金の交付申請日又は１月31日のいずれか早い期日までに支出済みであるものに限る。

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第４条に規定する期日は、規則第２条各号の要件を全て満たした日の属する年度の２月15日とする。ただし、補助金の交付の申請をしようとする事業者の責に帰すべき事由によらず、２月16日から３月15日までに第３条第４項第４号の要件が満たされ規則第２条の要件を全て満たした場合には、３月15日とする。

２　規則第４条に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

1. 交付申請書（様式第１号）
2. 要件確認申立書（様式第２号）
3. 暴力団等審査情報（様式第３号）
4. 領収書、レシート等申請金額の根拠資料を貼り付けた台紙（様式第４号）
5. その他知事が必要と認めるもの

３　前項の書類は、日本語で作成しなければならない。

（補助金の交付）

第６条　補助金の交付を請求しようとする事業者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に、交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　補助金は、円で交付するものとする。なお、補助対象経費を外国通貨で支払った場合の為替レートは、当該補助対象経費の支払日又は知事が適切と認める日の府の指定金融機関の電信売買相場の仲値（外国為替公示相場）を適用し、その額に1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

３　知事は、規則第５条に基づき補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第７条　補助金の交付の申請をした事業者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り、申請取下書（様式第６号）により当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付条件）

第８条　規則第６条の事業の継続とは、交付決定を受けた日から起算して２年間に対象区域内の別の建物に移転して事業を継続する場合を含むものとする。

２　補助金の交付を受けた事業者は、補助によって賃借した事業所等を第三者に転貸してはならない。

（補助金の交付条件の報告）

第９条　補助金のうち、拠点設立に係る補助金の交付を受けた事業者は、交付決定を受けた日から起算して２年間が終了するまでの各年の事業活動を、各年における交付決定日と同一の日から３か月以内に、それぞれ事業活動報告書（様式第７号）により知事に報告しなければならない。

（変更の届出）

第10条　補助金の交付を受けた事業者は、交付決定を受けた日から起算して２年間が終了するまでの間、次に掲げる事項を変更するときは、変更後速やかに変更事項届出書（様式第８号）を知事へ提出しなければならない。

1. 交付を受けた事業者の名称の変更
2. 交付を受けた事業者の所在地の変更
3. 交付を受けた事業者の代表者（支店の場合は日本における代表者）の変更
4. 事業計画

（交付条件欠如の届出）

第11条　補助金の交付を受けた事業者は、規則第６条前段に定める条件を欠いたときは、直ちに交付条件欠如届出書（様式第９号）を知事に提出しなければならない。

（立入調査等）

第12条　知事は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた事業者に対して、当該事業について必要な事項の報告を求め、又は府職員にその事業所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることがある。

２　知事は、補助金の交付を受けた事業者が交付の決定に付した条件に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらに従うよう指示することがある。

（補助金に係る経理）

第13条　補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつこれらの書類を申請日の属する会計年度終了後の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補助内容等の公表）

第14条　知事は、補助金の交付を受けた事業者の名称、代表者名、補助内容等を公表することがある。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和５年４月21日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 新たな事業所の設置に向けた調査に要した経費 | 事業所の賃借料  賃借料、施設利用料、共益費など事業所の利用にあたり支払う必要があり、かつ事業者に返還されない費用。 |
| 事業所の賃借に係る初期費用  入会金、セキュリティーカード代、原状回復費など入居にあたり支払う必要があり、かつ事業者に返還されない費用。 |
| 新たな事業所の設置に要した経費 | 事業所の賃借料  賃借料、施設利用料、共益費など事業所の利用にあたり支払う必要があり、かつ事業者に返還されない費用。 |
| 事業所の賃借に係る初期費用  礼金、入会金など入居にあたり支払う必要があり、かつ事業者に返還されない費用。 |
| 事業所で必要となる器具備品等購入費用  事業所に設置・利用する、主たる業務を遂行するために必要な机、椅子、ＰＣ、事務機器又はソフトウェア等、単体で機能を果たす器具備品等の購入費用。一点当たりの単価が概ね税込１万円以上30万円未満であること。また、配送費や組立費用等、購入費として一括で会計処理できる費用も対象とすることができる。 |
| 事業所設置に関する専門家への相談費用  金融商品取引業等のライセンス登録取得及び法務・税務等に係る弁護士・行政書士・税理士・社会保険労務士等への相談費用、資料作成・提出費用等 |
| 人材採用に係る費用  職業安定法第30条第１項に定める有料職業紹介事業者又は海外有料職業紹介事業者からの紹介により、事業所で常時勤務することとなる人材を採用することに伴い当該事業者へ支払う費用。 |